

子どもとユースのセーフガーディング・ポリシー（方針）

1. 目的

本ポリシーは、福岡 YWCA の事業、活動を通して接するすべての子ども・ユースを守り、子どもとユースが虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないよう、またいかなる形でも権利が侵害されることがないよう、環境づくりを行うため、組織の取り組みと職員およびボランティアなど関係者の責務を明確にすることを目的とします。本ポリシーは、子どものセーフガーディングの国際基準と国連「子どもの権利条約」、自らの実践による教訓に照らして、定期的に見直し改定します。

2. 声明

1) すべての人の尊厳の尊重と権利の平等

福岡 YWCA は、世界人権宣言が記す通り、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などいかなる差別を受けることなく、等しく尊厳と権利をもつ存在であることを認識します。差別、不平等、排除は容認されません。

2) 子どもの権利の尊重

国連「子どもの権利条約」の理念を拠り所とし、子どもは、自ら権利を行使する主体的な存在であると同時に、特別に保護と援助を受ける権利があることを認識し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。本ポリシーの実践にあたっては、子どもの最善の利益を優先して行動します。

3. 適用範囲

本ポリシーの適用対象は、以下のものとします。なお本ポリシーは業務時間中、業務外を問わず公私にわたり適用されます。

- ・福岡 YWCA の職員（すべての被雇用者。雇用形態は問いません。）
- ・福岡 YWCA の役員（理事、監事、評議員）
- ・福岡 YWCA の会員
- ・福岡 YWCA のボランティア（福岡 YWCA の名称を使用して活動に携わる人）
- ・福岡 YWCA の関係者（講師、支援者、関係団体、メディア関係者等）

なお、これら適用範囲の対象者を本ポリシーにおいて以下、関係者と称します。

4. 組織の責任

福岡 YWCA は、組織として以下について責任を持って行動します。

- ・福岡 YWCA のすべての関係者に、この方針を知らせ、その内容について啓発を行い、個々人の役割と責任を理解していただきます。
- ・職員、ボランティアなど新しく関係者となる人には、本ポリシーの内容を説明し、行動規範書（覚書）に署名をいただきます。

- ・子どもとユースに関わる事業、活動において他機関と連携して実施する場合は、子どもとユースの権利に関する互いの責任を理解し、本ポリシーへの取り組みが確実に実行できるようにします。
- ・子どもとユースの権利侵害に及ぶ懸念があれば、きちんと提起し、オープンに議論するとともに、問題の対応と予防に取り組むようにします。
- ・子どもとユースの権利が侵害されるなど問題が生じた場合（疑われる場合も含む）は、子ども・ユースの心理的、精神的、身体的なニーズに配慮しながら最善の利益を考慮して、相談、通報及び安全確保や保護などの対応をとります。
- ・子どもとユースからの相談・通報を受ける過程で、通報者がさらなる被害や不当な扱いから守られるよう配慮します。
- ・関係者等による子どもとユースの権利侵害となる言動に関する懸念、報告、調査を通じて集められた情報は常に子ども・ユースの安全と最善の利益を念頭におき最小限の範囲で共有されるようにします。全ての記録は守秘義務を守って厳密に保管します。
- ・本ポリシーに違反した関係者に対しては厳しく対応し、就業規則、契約書等の定めに基づき適切な処分を行います。雇用関係にないボランティア等関係者についてもこれに準じます。

5. 個人の責任

福岡YWCAの職員、役員および関係者は以下について義務を負います。

- ・子どもとユースの権利が尊重され、エンパワーされ、安全で保護されていると感じる環境（セーフスペース）を築くことに力を尽くします。
- ・付属文書「セーフガーディングに関する行動規範」を含む本ポリシーを遵守します。
- ・事業、活動の場が全ての人にとってのセーフスペースとなるよう心がけます。

6. 用語と定義

「子どもとユースのセーフガーディング」とは

組織の関係者によって、また事業や活動において、子どもとユースがいかなる形態の虐待、搾取、暴力等の危害にさらされ、権利が侵害されることがないように、責任をもって取り組む予防策および発生した事案への対応策を意味します。

「子どもとユース」とは

子どもとは、国連「子どもの権利条約」に基づき、18歳未満のすべての人をさします。ユースとは、国連の定義と同様に15歳から24歳のすべての人をさします。つまり「子どもとユース」とは0歳から24歳までのすべての人をさします。

7. 関連文書

本ポリシーの関連文書として以下のものを整備します。

- ・セーフガーディングに関する行動規範

2024年2月
公益財団法人福岡YWCA